

道路特定財源の確保と道路整備の推進に関する意見書

道路は、国や地域の骨格を形成し国民の生活や産業活動を支え、地域間を結ぶ最も基本的かつ重要な社会資本である。この道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は受益者負担の合理的な原則により、道路整備を推進していく上で重要な役割を果たしている。

現在、国においては、行財政改革の一環として道路財源の余剰分を一般財源化することとして議論されているが、受益者負担を原則とする道路特定財源制度の基本理念に基づき、真に必要とする道路の整備に用途を限定し、整備を推進すべきである。

うるま市は、沖縄本島中部に位置することから、南部圏域、北部圏域の結節点になっており、本島を縦断する沖縄自動車道が通っており、石川、沖縄北のインターチェンジにより広域交通へのアクセスを担っている。そのため、本市においては、交通渋滞の解消、買い物などの日常生活の利便性の向上等を踏まえた生活道路ネットワークの形成と広域交通の円滑化を図るため、市内外を連絡する国道329号線や主要地方道などの既存道路と市循環道路を中心とした主要道路網の整備を推進してきた。一方、国や沖縄県に対しては、国道329号線の沖縄バイパスの実現化促進、勝連半島一周線等地域間、集落間を連絡する県道及び幹線道路の整備推進についても、これまでも強く要求してきたところである。

また本市には、米海軍原子力潜水艦が寄港するホワイトビーチや大規模な陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区、弾薬、武器類や燃料等、油類の搬入港である天願棧橋などの米軍施設が所在することから、これらの施設に起因して発生する災害等における避難道路網の整備も市民の安全を確保するうえから急務であり、依然として道路整備の需要は数多く存在している。

よって、うるま市議会は、地域の振興発展と活性化を推進し、地域住民の期待する道路整備の着実な推進を図るため、下記事項の施策を講じられるよう強く要請する。

記

1. 道路特定財源諸税に課されている暫定税率を平成20年度以降も現状のまま延長すること。
2. 地方道路整備臨時交付金制度を引き続き継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
国土交通大臣 経済財政政策担当大臣 沖縄及び北方対策担当大臣